

入札公告（説明書）

令和3年2月25日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社 青森管理事務所長 那知上 美裕

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」といいます。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

記

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 契約件名	青森管理事務所 規制機材購入
1-2. 契約責任者	東日本高速道路株式会社 東北支社 青森管理事務所長 那知上 美裕
1-3. 契約担当部署	東日本高速道路株式会社 東北支社 青森管理事務所 総務 (住所) 〒038-0043 青森県青森市大字岩渡字熊沢 250-259 (電話) 017-782-1431
1-4. 入札の方法	郵送入札
1-5. 落札者の決定方法	自動落札方式
1-6. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-7. 単価表の提出	必要…入札者に対する指示書[10]を参照のこと。
1-8. 入札保証	不要
1-9. 契約保証	不要
1-10. 契約書の作成	必要…入札者に対する指示書[23]を参照のこと。
1-11. 入札前価格交渉の有無	有
1-12. 契約図書	
(1) 本件契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。	
① 入札公告（説明書）…本書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
② 契約書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「購入契約書」を使用すること。
③ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札者に対する指示書【郵送入札】《購買等契約》」を使用すること。
④ 仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
⑤ 金抜設計書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
⑥ 競争参加資格確認申請書	本書の様式1のとおり
⑦ 入札書	上記③入札者に対する指示書様式1のとおり
⑧ 単価表	上記⑤の金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。なお、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。
(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。	
(3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。	
	なお、下記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。
(4) 契約図書の交付期間	入札公告日から令和3年3月11日（木）まで

第2 調達手続に付する事項（調達概要）

2-1. 調達概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 調達品名及び数量等 | 仕様書、金抜設計書のとおり |
| (2) 調達品の仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期間 | 契約締結日の翌日から 60 日以内 |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

なお、審査基準日（下記に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ）以降、落札者決定までの間ににおいて該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 審査基準日において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていない者であること（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記載のうえ、記名押印すること。 ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。 ・その他補足事項については、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。
見積書の提出 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名、会社名、担当者名等必要事項を記載すること。 ・作成方法については、後記「第4 入札前価格交渉」を参照すること。 ・標題は「見積書の提出」とすること。
見積書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象項目は本件契約の金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目とし、対象項目に係る見積金額を記載すること。 ・標題は「見積書」とすること。 ・見積金額にかかる根拠書類の添付は不要とするが、交渉過程において必要と認めた場合は、根拠書類の提出を求める場合がある。

- (2) 競争参加希望者は、申請書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

- ① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。

- (1) 競争参加資格確認申請書 (様式1)
- (2) 見積書の提出 (様式2)
- (3) 見積書 (様式3)

- ② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

- (1) 競争参加資格確認申請書類在中
- (2) 本件調達の契約件名
- (3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

3-3. 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告日から令和3年3月11日（木）16時00分まで
- ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 提出方法 書留郵便若しくは信書便又は持参（普通郵便・FAXによるものは受け付けない。）
- ④ 提出書類 上記3-2(2)で作成した申請書が封かんされた封筒

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

（入札者に対する指示書[7] [1]「事前審査方式(通知型)の場合」を参照のこと。）

確認結果通知予定日 令和3年3月18日（木）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し説明請求者の氏名及び住所、本公告の契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面（様式自由）によりその説明請求をすることができる。
- ① 提出期限 確認結果通知のあった日の翌日から7日以内（休日を除く）
 - ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
 - ③ 提出方法 持参又は書留郵便若しくは信書便（普通郵便・FAXによるものは受け付けない。）
- (3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記(2)①の提出期限の最終日の翌日から5日以内（休日を除く）に書面により回答する。

第4 入札前価格交渉

- (1) 本件調達は、入札前価格交渉方式の対象調達である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が契約制限価格（NEXCO 東日本が契約を締結することができる上限額をいう。以下同じ。）を設定するにあたり、入札者の見積書を活用する方法である。
入札者は、次の①から③に定める手続きに協力しなければならない。これら手続きに協力しなかった入札者の入札は無効とする。
- ① 金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載された項目（以下「交渉対象項目」という。）にかかる見積書（当初見積書）を提出する。（見積書は、金抜設計書をもとに、様式2及び3により作成する。最終見積書も同じ。）
 - ② NEXCO 東日本と見積内容に関する確認（以下「価格交渉」という。）を電話又は電子メール（以下「電子メール等」という。）で行う。
 - ③ 上記②の確認結果を踏まえた交渉対象項目にかかる最終見積書をNEXCO 東日本に提出する。
- (3) 入札者は、交渉対象項目にかかる見積書（当初見積書（様式2及び3））を、次に示すとおり提出しなければならない。
- ① 提出期間 入札公告日から令和3年3月11日（木）16時00分まで
 - ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
 - ③ 提出方法 書留郵便若しくは信書便又は持参（普通郵便・FAXによるものは受け付けない。）
 - ④ 提出書類 見積書（様式2及び3）
 - ⑤ 見積書作成上の留意事項
 - ・見積書の対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目とし、対象項目に係る見積金額を記載すること。
 - ・見積金額にかかる根拠書類の添付は不要とするが、交渉過程において必要と認めた場合は、根拠書類の提出を求める場合がある。
- (4) 価格交渉は、電子メール等により、令和3年3月22日（月）から令和3年3月26日（金）までの間に1回行う予定である。詳細な日時は、競争参加資格確認結果通知後、NEXCO 東日本から、競争参加資格確認申請書に記載された入札者の担当者あて連絡する。なお、価格交渉の回数は、交渉内容次第で変更する場合がある。
- (5) 価格交渉における入札者の交渉者は、以下の①及び②に該当する者とし、複数名を交渉者とすることも可能とするほか、電子メール等による交渉中に入札者の他の社員を交渉者の周囲に待機させ、見積内容等に関する確認を隨時行うことも可能とする。なお、以下の①から②に該当しない者を交渉者とした場合は、当該入札者の競争参加資格を取り消すことがある。
- ① 入札者に所属する役員又は社員であること。
 - ② 本件調達の履行内容及び見積書の内容を十分理解し、かつ、交渉内容に関して協議及び合意ができる者であること。
- (6) 価格交渉の進め方
- ① 価格交渉では、交渉者に対し、電子メール等で、以下の事項を確認する。
 - ・見積条件が本件調達において定める仕様、金抜設計書の数量等と合致するか否か。
 - ・見積額の算出根拠
 - ・その他必要と認める事項

- ② 価格交渉終了時、交渉結果を電子メール等で以下のとおり確認・合意のうえ、交渉を終了する。
- ・価格交渉の結果、見積書（当初見積書）の内容を見直す必要が生じた場合は、その見直すべき内容を確認し、合意する。
 - ・価格交渉の結果、見積書（当初見積書）の内容を見直す必要がなかった場合は、見積書の内容を見直さないことを確認し、合意する。
- (7) 入札者は、上記(6)②において確認・合意した事項を反映させた最終見積書（様式2及び3）を、入札書と一緒に提出しなければならない。なお、上記(6)②で見積書の内容を見直さないことを確認・合意した場合も、当初見積書と同内容の最終見積書を提出しなければならないことに注意すること。
提出方法及び期限等は、5-1.に示すとおりとする。
- (8) 上記(3)及び(7)に示す提出期限までに入札者から見積書（当初見積書）又は最終見積書の提出がされなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができない。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効とする。
- (9) 入札者は、入札時、入札書とともに、入札額に対応した単価表（入札者に対する指示書[10]参照）を提出するものとする。
- 単価表に記載する単価項目毎の金額は、最終見積書に記載する交渉対象項目毎の金額を超えない限り変更ができるものとする（同額は可とする）。
- 最終見積書に記載された金額を超える単価表の単価項目の金額が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札を無効とするので注意すること。**
- (10) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはしない。
- (11) 見積書又は最終見積書において交渉対象項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該調達の競争参加資格を取り消す場合があるほか、取引停止措置を講じる場合がある。
- (12) 入札前価格交渉により最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して設定する契約制限価格が、本件一般競争入札（WTO・運用指針適用外）にかかる発注規模を超える場合は、本件入札手続きを取止めることがある。

第5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札書の提出並びに開札の日時及び場所

- (1) 提出期間 令和3年4月2日（金）16時00分まで
- (2) 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- (3) 提出方法 ①から④に示す書類を、次に示す方法により封かんのうえ、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出（普通郵便、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。）
 ①入札書（入札者に対する指示書様式1）
 ②単価表（1-12(1)⑤に示す金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。ただし、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書の様式により作成すること。）
 ③最終見積書の提出について（様式2）
 ④最終見積書（様式3）

《入札者に対する指示書[11]参考》

- ① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。
- (1) 入札書（入札者に対する指示書様式1）
 ・入札金額は総価とし、納入に関する一切の費用を含めた額とすること。
 ・入札金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた「税抜き額」を記載すること。
- (2) 単価表（1-12(1)⑤に示す金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。ただし、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書の様式により作成すること。）
 ② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

(1) 入札書在中
(2) 本件調達の契約件名
(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
③ 上記②で封かんしオモテ面に記載した封筒と、次に示す書類を別の封筒にすべて入れて封かんすること。
(1) 最終見積書の提出について（様式2）
(2) 最終見積書（様式3）
④ 上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。
(1) 入札書類在中
(2) 本件調達の契約件名
(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
(4) 提出書類
(5) 開札日時
(6) 開札場所
(7) 入札者は開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書[14]、[15] [2] を参照のこと。

5-2. 落札者の決定

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

なお、落札者の決定方法については、入札者に対する指示書[16] [1] を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告日から令和3年3月19日（金）16時00分まで
- ② 受付場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は書留郵便若しくは信書便（受付期間内必着のこと）により提出すること。

なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次の定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く）
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報」内の「本公告件名」の「備考」）に掲載する。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4. 遵守すべき事項

この競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

6-5. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。